

平成 30 年度 第 7 回 理事懇談会 抄録

日 時 : 平成 31 年 2 月 3 日 (日) 10 : 00 ~ 12 : 30
場 所 : 田町カンファレンスルーム
出 席 : 理 事 : 半田、斉藤、森本
伊藤、梶村、白石、大工谷、高橋 (哲)、
谷口、知脇、中川、松井
監 事 : 太田、長澤

欠席者 理 事 : 内山、網本、植松、黒澤、吉井、
高橋 (仁)、田中、中前、藤澤、山根
監 事 : 辺土名

I. 協議事項

(全 3 題)

1. 新生涯学習制度について

半田会長

2019 年 1 月に開催された理事懇談会を受けて、登録理学療法士までの部分 (前期研修・後期研修) と認定・専門理学療法士制度の部分について、委員会にて再検討した内容が示され協議がなされた。

〈主な意見〉

- ・ 今回の生涯学習システム改定について、臨床力の底上げをコンセプトとして実地研修を掲げているのであれば、推奨という表現にしない方がよい。実地研修が可能な施設については必須とし、実地研修が難しい施設については、代替案を提示するようなかたちにした方がよい。
- ・ 履修率が下がることを懸念してハードルを下げるのであれば、改定の趣旨から外れる。
- ・ e-ラーニングは、離島などで対面に参加できない会員に対しては有効的だが、質を担保するための手段として、最初から e-ラーニングの受講を解禁してよいのか。
- ・ 前期研修は講義を増やすのではなく、新人のために実技を増やした方がよい。
- ・ 協会として、実地研修できる施設を認定すべきだ。実地研修ができない会員に対しては、シニア会員などを有効活用する制度構築を検討してはいかかが。質の担保も含め、実施すべき項目を挙げた方がよい。
- ・ 実地研修の内容について、疾患ベースにした方がよいが、それは難しいだろう。
- ・ 症例検討会について、都道府県理学療法士会の財政負担、運用負担が増えるのではないかと。基本的には自施設内ないしは近隣施設で実施していただくことを想定している。
- ・ 症例検討会をやっている施設に対して、士会が承認する仕組みとする。これから理学療法士の質を上げていく方法として、症例検討会を施設で実施するように促していく必要がある。
- ・ 生涯学習システムを運用するに当たっては、管理者ネットワークをうまく活用して、症例検討会を実施していくようしたらどうか。
- ・ 分科学会などの参加に対する読み替えはなくなった。1~5 年目の会員に対しても、分科学会参加にインセンティブを付けた方がよい。
- ・ 認定理学療法士が大きな枠組みで、その中の一部に医療広告ガイドラインを目指すものがある。
- ・ 将来的には、医療広告ガイドラインに沿った資格が診療報酬点数に影響を与えるように戦略的にすすめるべき。

- ・ 病院機能評価機構との連携などであると、よりインセンティブがあるのではないかと。
- ・ 今回出た意見をもとに、再度検討し3月の理事会にて諮ることとなった。
- ・ また新生涯学習システムのカリキュラムを含めて全体のハンドリングについては、生涯学習が実施していく方向性が合意された。

2. 各種規程改定について

森本副会長

組織・規則等検証委員会にて、下記の規程について検討が行われ、改定案の提示がなされた。今回の意見を反映させ、2019年3月の理事会で規程改定の審議が行われる予定である。

＜事務局内組織の一部変更（秘書広報課→秘書課、広報課、国際事業課）＞

- ・ 組織規則（組織図含む）
- ・ 分掌規程

＜謝金支払基準の全面見直し（現行の運用に沿った支払に修正）＞

- ・ 謝金の支払い基準に関する規程（別表含む）

＜会費減免・見舞金支給の適用範囲等を一部変更＞

- ・ 会費減免・見舞金支給の規程
- ・ 都道府県理学療法士会会費の取り扱いに関する準則

〈主な意見〉

◇組織改編について

- ・ 事業部の設置に伴い、職位変更（部長職）の変更も行うべきである。
- ・ 組織改編に伴い、役員と職員の分掌を整理する必要がある。
- ・ 今後も事業拡大はあるので、公益、共益の事業なども視野にいれて、組織改編を行った方がよい。

◇謝金支払基準について

- ・ ガイドラインの文献評価について、支払う必要はないのではないかと。学術活動について、謝金の支払い必要はないのではないかと。
- ・ 多くの学会では、ガイドライン作成について助成金を支払い、個人に対して謝金を支払うケースはない。他団体の運用を確認していただきたい。

◇会費減免・見舞金支給について

- ・ 個人の被害状況によっては、単年ではなく複数年の免除も考えてはどうか。

3. 臨床実習指導者講習会の全国リハ学校協会との協議結果について

半田会長

1 月 13 日の理事会において臨床実習指導者都道府県講習会の開催方法について受けた意見を踏まえて、全国リハ学校協会、日本作業療法士協会との連携について三者による協議をする際の基本的枠組みについて了解をえた。ついで、1 月 22 日に全国リハ学校協会理事長、作業療法士協会会長と協議を行ったことが報告された。

- ・ 全国リハ学校協会理事長から、臨床実習指導者の確保は養成校の責務であり、必要経費は養成校が負担すべきという基本的考えが表明された。
- ・ 都道府県ごとに作業療法士会、理学療法士会と全国リハ学校協会が協議会を設け、協同開催に向けて話し合うことになった。

※ただし、作業療法士会、理学療法士会と違い、全国リハ学校協会には都道府県単位の支部的組織がなく、都道府県の取りまとめをする代表校を選定する。

〈主な意見〉

- ・ 学校協会からの要望どおり作業療法士協会との協力を行うのであれば、作業療法士協会と本会の費用負担の差が出てしまうのではないか。
- ・ 全国リハ学校協会や本会に属していない場合の対応も検討すべきではないか。
- ・ 都道府県理学療法士会ならびに会員の一部で混乱が生じているので、本会から現時点の状況を報告した方がよい。